

# 高所作業車運転者必携 -安全衛生教育テキスト- (No.120610)

〈改訂 2 版 令和 7 年 6 月 30 日〉

## 補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月に公布されました。テキストに掲載している関係法令の条文について、今後施行される改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和 7 年 8 月 1 日

頁・箇所	改訂第 2 版 (令和 7 年 6 月 30 日)	補足内容
103 頁	<b>第 4 条</b> 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	<b>第 4 条</b> 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。  令和8年4月1日から施行
104 頁	<b>第 25 条の 2</b> 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 2 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。 2 (略)	<b>第 25 条の 2</b> 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 1 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 2 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 3 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。 2 (略)  令和 8 年 4 月 1 日から施行
104 頁	<b>第 26 条</b> 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	<b>第 26 条</b> 労働者及び労働者と同一の場所において仕事に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。  令和 8 年 4 月 1 日から施行
104 頁	<b>第 27 条</b> 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。  2 (略)	<b>第 27 条</b> 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。  2 (略)  令和 8 年 4 月 1 日から施行

頁・箇所	改訂第2版（令和7年6月30日）	補足内容
105 頁	<p><b>（注文者の講ずべき措置）</b>  <b>第31条</b> 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p><b>（注文者の講ずべき措置）</b>  <b>第31条</b> 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>
105 頁	<p><b>（機械等貸与者等の講ずべき措置等）</b>  <b>第33条</b> 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)  3 (略)</p>	<p><b>（機械等貸与者等の講ずべき措置等）</b>  <b>第33条</b> 機械等で、政令で定めるものを事業を行う者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)  3 (略)</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>
105 頁	<p><b>（譲渡等の制限等）</b>  <b>第42条</b> (略)  (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>（譲渡等の制限等）</b>  <b>第42条</b> (略)  2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。  3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。</p> <p>令和9年4月1日から施行</p>
106 頁	<p><b>（定期自主検査）</b>  <b>第45条</b> (略)  2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</p>	<p><b>（定期自主検査）</b>  <b>第45条</b> (略)  2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</p> <p>令和8年4月1日から施行  ↓</p> <p>2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を</p>

頁・箇所	改訂第2版（令和7年6月30日）	補足内容
	<p>(新設)</p> <p><u>3及び4</u> 省略</p>	<p>行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。</p> <p><u>5及び6</u> 省略</p> <p>令和9年4月1日から施行</p>
106頁	<p>(安全衛生教育)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(安全衛生教育)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> <u>作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</u></p> <p>令和9年4月1日から施行</p>
106頁	<p>(新設)</p>	<p>(<u>高年齢者の労働災害防止のための措置</u>)</p> <p><u>第62条の2</u> <u>事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2及び3</u> 省略</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>